相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都八王子市野町二六三九番地、最後の住所静岡県御殿場市川小山　田一九七六番地　被相続人　亡　久男

一　右被相続人の相続人のあることが不明なので、日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

一　切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をしないときは弁済から除斥します。

一　右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年七月十三日

静岡県沼津市大手町二丁目九番五号　堺沢ビル六階A号　沼津大手町法律事務所　後藤　真理

相続財産管理人　弁護士

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍三重県四日市市小浜町二番地二、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　大野　元基

一　右被相続人の相続人のあることが不明なので、日から二箇月以内に請求の申し出をしないときは弁済から除斥します。

一　切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

一　右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年七月十三日

三重県四日市市新正二丁目九番六号コーポ〃〃ンクス一階　向山法律事務所

相続財産管理人　弁護士　向山　富雄

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡県福岡市東区多々良二丁目三九一番地、最後の住所大阪府高槻市大蔵司二丁目三五七、目三七番七号　被相続人　亡　和久

一　右被相続人の相続人のあることが不明なので、日から二箇月以内に請求の申し出をしないときは弁済から除斥します。

一　切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

一　右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年七月十三日

大阪市中央区今橋二丁目三番一六号M　I　D今橋ビル一〇階

相続財産管理人　弁護士　田上　智子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島県安芸郡熊野町三一〇番地の二、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　野間　秀雄

一　右被相続人の相続人のあることが不明なので、日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

一　切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

一　右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年七月十三日

事務所広島市佐伯区隅の浜三丁目六番二九号

相続財産管理人　高岡　正明

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都杉並区高円寺北二丁目七四七番地、最後の住所和歌山県西牟婁郡白浜町二九八番地の一三三　被相続人　亡　東　尚子

一　右被相続人の相続人のあることが不明なので、日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

一　切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

一　右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年七月十三日

和歌山県田辺市中屋敷町一四番地一一　自在館ビル三階

相続財産管理人　司法書士　栗原　雅人

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍島根県松江市北堀町一五三番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　本郷　宏

一　右被相続人の相続人のあることが不明なので、日から二箇月以内に請求の申し出をしないときは弁済から除斥します。

一　切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

一　右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年七月十三日

事務所島根県松江市大輪町四一二〇番地一九

相続財産管理人　弁護士　安藤　有理

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島県安芸郡熊野町三一〇番地の二、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　野間　秀雄

一　右被相続人の相続人のあることが不明なので、日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

一　切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

一　右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年七月十三日

事務所広島市佐伯区隅の浜三丁目六番二九号

相続財産管理人　高岡　正明

旅行業者営業保証金取戻し公告

旅行業法第９条第７項及び旅行業者営業保証金規則第９条第１項（変更登録を受けた場合）、旅行業法第20条第３項及び旅行業者営業保証金規則第９条第２項（登録の抹消があった場合）、又は旅行業法第22条の15第１項及び旅行業者営業保証金規則第９条第３項（旅行業協会の保証社員となった場合）の規定により次のように公告します。

下記⑩の取戻しをしようとする営業保証金につき、旅行業法第17条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内に、その債権の額及び債権発生の原因たる事実並びに氏名又は名称及び住所を記載した申出書に権利を有することを証する書面を添付して⑪の申出書提出先に提出してください。前記期間内に申出書の提出がないときは、営業保証金は取戻されます。

平成 27 年 7 月 13 日

記

［掲載順序］

①商号　②旅行業の業務の範囲（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の旅行業の業務の範囲）　③登録番号（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の登録番号）　④氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　⑤主たる営業所の名称及び所在地　⑥旅行業の登録年月日　⑦変更登録年月日及び変更登録後の登録番号（変更登録を受けた場合）　⑧登録の抹消年月日（登録の抹消があった場合）　⑨旅行業協会の保証社員となった年月日（保証社員になった場合）　⑩営業保証金の額（変更登録を受けた場合にあっては、取戻しをしようとする営業保証金の額）　⑪申出書提出先　⑫掲載者の住所、名称又は氏名並びに法人にあってはその代表者の氏名

＊冒頭のＡは変更登録を受けた場合、Ｂは登録の抹消があった場合、Ｃは旅行業協会の保証社員となった場合をあらわす。

Ｂ　①ＨＯＫＫＡＩＤＯ　ＴＲＡＶＥＬ　ＰＡＲＴＮＥＲ　②第３種旅行業　③北海道知事登録旅行業３－653号　④ＣＨＥＯＮＧ　ＪＩＮ　ＷＥＮＧ　北海道恵庭市西島松118番地９　⑤ＨＯＫＫＡＩＤＯ　ＴＲＡＶＥＬ　ＰＡＲＴＮＥＲ　北海道恵庭市西島松118－９　⑥平成26年６月11日　⑧平成27年６月11日　⑩300万円　⑪北海道知事　⑫北海道恵庭市西島松118番地９　ＣＨＥＯＮＧ　ＪＩＮ　ＷＥＮＧ

Ｂ　①中和石油株式会社　②第３種旅行業　③北海道知事登録旅行業３－612号　④中和石油株式会社　札幌市中央区南４条西９丁目1008番地　代表取締役　杉澤達史　⑤本社営業所　札幌市中央区南４条西９丁目1008番地　⑥平成23年11月７日　⑧平成27年６月10日　⑩300万円　⑪北海道知事　⑫札幌市中央区南４条西９丁目1008番地　中和石油株式会社　代表取締役　杉澤達史

Ｂ　①株式会社スペック（スペックツーリスト）　②第３種旅行業　③東京都知事登録旅行業第３－2745号　④株式会社スペック　東京都千代田区神田神保町二丁目４番地　代表取締役　平本秀俊　⑤本社営業所　東京都千代田区神田神保町二丁目４番地水戸興産ビル３階　⑥昭和62年６月29日　⑧平成27年６月15日　⑩300万円　⑪東京都知事　⑫東京都千代田区神田神保町二丁目４番地　株式会社スペック　代表取締役　平本秀俊

Ｃ　①池田観光トラベル　②第３種旅行業　③福井県知事登録旅行業第３－216号　④池田観光トラベル　福井県今立郡池田町稲荷26－４　板倉草子　⑤本社営業所　福井県越前市赤坂町33－１－６　⑥平成27年４月13日　⑨平成27年６月12日　⑩300万円　⑪福井県知事　⑫福井県越前市赤坂町33－１－６　池田観光トラベル　板倉草子

Ｂ　①株式会社キャリーコーポレーション　②第３種旅行業　③大阪府知事登録旅行業第３－2066号　④株式会社キャリーコーポレーション　大阪市住吉区南住吉１－15－10上町台南住吉403号　代表取締役　屋野由美子　⑤本社営業所　大阪市西区西本町１－12－24ＧＮビル501号　⑥平成12年６月29日　⑧平成27年６月１日　⑩300万円　⑪大阪府知事　⑫大阪市住吉区南住吉１－15－10上町台南住吉403号　株式会社キャリーコーポレーション　代表取締役　屋野由美子

Ｃ　①ふじ観光　②第３種旅行業　③大阪府知事登録旅行業第３－2651号　④藤原宏円　大阪府堺市北区奥本町１丁37－１－803　⑤本社　大阪府泉南市新家1414－223　⑥平成24年12月13日　⑨平成27年６月12日　⑩300万円　⑪大阪府知事　⑫大阪府堺市北区奥本町１丁37－１－803　藤原宏円